

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一移動平均法による原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2)固定資産の減価償却の方法

- ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては旧定額法、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したものについては定額法。

(3)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人負担相当金額を計上している。
- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

(4)消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 重要な会計方針の変更

該当なし

4 法人で採用する退職給付制度

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度および独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

5 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1)法人全体の財務諸表（第 1 号の 1 様式、第 2 号の 1 様式、第 3 号の 1 様式）
- (2)事業区分別内訳表（第 1 号の 2 様式、第 2 号の 2 様式、第 3 号の 2 様式）
- (3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第 1 号の 3 様式、第 2 号の 3 様式、第 3 号の 3 様式）
- (4)公益事業における拠点区分別内訳表（第 1 号の 3 様式、第 2 号の 3 様式、第 3 号の 3 様式）
- (5)収益事業における拠点区分別内訳表（第 1 号の 3 様式、第 2 号の 3 様式、第 3 号の 3 様式）

様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6)各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ① 法人本部拠点区分（社会福祉事業）
- ② 「はりま自立の家」拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 障害福祉サービス事業 施設入所支援「はりま自立の家」
 - イ 障害福祉サービス事業 生活介護「はりま自立の家」
 - ウ 障害福祉サービス事業 短期入所「はりま自立の家」
 - エ 地域生活支援事業 日中一時支援「はりま自立の家」
 - オ 地域生活支援事業 重度障害児者入院時コミュニケーション支援「はりま自立の家」
 - カ 地域生活支援事業 移動支援「はりま自立の家」
 - キ 障害福祉サービス事業 居宅介護・重度訪問介護「はりま自立の家」
 - ク 障害福祉サービス事業 福祉ホーム「ローズハウスはりま」
 - ケ 障害児通所支援事業 児童発達支援・放課後等デイサービス「はりま自立の家児童デイサービス」
 - コ 「はりま自立の家診療所」
- ② 「はんしん自立の家」拠点区分
 - ア 障害福祉サービス事業 施設入所支援「はんしん自立の家」
 - イ 障害福祉サービス事業 生活介護「はんしん自立の家」
 - ウ 障害福祉サービス事業 短期入所「はんしん自立の家」
 - エ 地域生活支援事業 日中一時支援「はんしん自立の家」
 - オ 地域生活支援事業 移動支援「はんしん自立の家ホームケアサービス」
 - カ 障害福祉サービス事業 居宅介護・重度訪問介護「はんしん自立の家ホームケアサービス」
 - キ 居宅サービス事業 訪問介護「はんしんホームケアサービス」
 - ク 「はんしん自立の家診療所」
- ③ 「しろう自立の家」拠点区分
 - ア 障害福祉サービス事業 施設入所支援「しろう自立の家」
 - イ 障害福祉サービス事業 生活介護「しろう自立の家」
 - ウ 障害福祉サービス事業 短期入所「しろう自立の家」
 - エ 障害福祉サービス事業 就労継続支援B型「チェシャーパーカーリー」
 - オ 地域生活支援事業 日中一時支援「しろう自立の家」
 - エ 障害福祉サービス事業 共同生活援助「楽」
- ④ 「かるがも園」拠点区分
 - ア 障害児通所支援事業 児童発達支援「かるがも園」

- イ 障害児通所支援事業 児童発達支援「すくすく教室」
- ウ 障害児相談支援事業 特定相談支援「さんだ子ども発達支援センター」
- エ 相談支援事業 「さんだ子ども発達支援センター」

公益事業

- ① チェシャーショップ拠点区分
小規模作業所「チェシャーショップ」
- ② トラファルガー・スクウェア拠点区分
小規模作業所「トラファルガー・スクウェア」

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	16,880,000	0	0	16,880,000
建物「はりま自立の家」	260,775,517	0	15,714,391	245,061,126
建物「はんしん自立の家」	278,041,243	0	11,159,091	266,882,152
建物「しそう自立の家」	373,550,231	0	12,924,125	360,626,106
建物「ローズハウスはりま」	88,284,846	0	4,895,732	83,389,114
預金	1,000,000	0	0	1,000,000
株式	105,000,000	0	0	105,000,000
合計	1,123,531,837	0	44,693,339	1,078,838,498

7 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	16,880,000 円
建物	328,450,240 円
計	345,330,240 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金	30,600,000 円
計	30,600,000 円

9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	16,880,000		16,880,000
建物（基本財産）	2,250,374,992	1,294,416,494	955,958,498
土地（その他の固定資産）	16,501,441		16,501,441
建物（その他の固定資産）	126,632,376	43,845,510	82,786,866
構築物	11,860,468	2,438,206	9,422,262
機械及び装置	16,587,178	10,435,463	6,151,715
車両運搬具	63,137,445	53,449,465	9,687,980
器具及び備品	243,708,383	218,572,142	25,136,241
建設仮勘定	5,328,000		5,328,000
権利	250,872		250,872
ソフトウェア	5,294,800	2,708,920	2,585,880
その他の固定資産	192,640		192,640
合計	2,756,748,595	1,625,866,200	1,130,882,395

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12 関連当事者との取引の内容
該当なし

13 重要な偶発債務
該当なし

1 4 重要な後発事象

該当なし

1 5 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類

該当なし

財務諸表に対する注記（本部 拠点区分用）

1 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等—移動平均法による原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては旧定額法、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したものについては定額法。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人負担相当金額を計上している。
- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度および独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1)拠点区分の財務諸表（第 1 号の 4 様式、第 2 号の 4 様式、第 3 号の 4 様式）

(2)拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
株式	105,000,000	0	0	105,000,000
合計	105,000,000	0	0	105,000,000

6 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)			
建物(基本財産)			
土地(その他の固定資産)	16,501,441		16,501,441
建物(その他の固定資産)	105,797,250	30,628,295	75,168,955
構築物			
機械及び装置			
車両運搬具	1,587,370	1,492,127	95,243
器具及び備品	5,074,606	4,951,534	123,072
権利	224,952		224,952
ソフトウェア	210,000	210,000	
その他の固定資産			
合計	129,395,619	37,281,956	92,113,663

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

- 12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類
該当なし

財務諸表に対する注記（はりま自立の家 拠点区分用）

1、重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法。

(2)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人負担相当金額を計上している。
- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

(3)消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度および独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1)拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2)拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 障害福祉サービス事業 施設入所支援「はりま自立の家」
- イ 障害福祉サービス事業 生活介護「はりま自立の家」
- ウ 障害福祉サービス事業 短期入所「はりま自立の家」
- エ 地域生活支援事業 日中一時支援「はりま自立の家」
- オ 地域生活支援事業 重度障害児者入院時コミュニケーション支援「はりま自立の家」
- カ 地域生活支援事業 移動支援「はりま自立の家」
- キ 障害福祉サービス事業 居宅介護・重度訪問介護「はりま自立の家」
- ク 障害福祉サービス事業 福祉ホーム「ローズハウスはりま」
- ケ 障害児通所支援事業 児童発達支援・放課後等デイサービス「はりま自立の家 児童デイサービス」

コ 「はりま自立の家診療所」

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	16,880,000	0	0	16,880,000
建物「はりま自立の家」	260,775,517	0	15,714,391	245,061,126
建物「ローズハウスはりま」	88,284,846	0	4,895,732	83,389,114
預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	366,940,363	0	20,610,123	346,330,240

6 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	16,880,000 円
建物	328,450,240 円
計	345,330,240 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金	30,600,000 円
計	30,600,000 円

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	16,880,000		16,880,000
建物（基本財産）	939,461,935	611,011,695	328,450,240

土地（その他の固定資産）			
建物（その他の固定資産）	10,151,448	5,783,733	4,367,715
構築物	10,614,688	2,435,819	8,178,869
機械及び装置			
車両運搬具	25,198,220	21,297,158	3,901,062
器具及び備品	84,994,542	73,223,581	11,770,961
権利	25,920		25,920
建設仮勘定	5,328,000		5,328,000
ソフトウェア	1,266,100	370,600	895,500
その他の固定資産	116,260		116,260
合計	1,094,037,113	714,122,586	379,019,027

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11 重要な後発事象
該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産
の状態を明らかにするために必要な書類
該当なし

財務諸表に対する注記（はんしん自立の家 拠点区分用）

1、重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法。

(2)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人負担相当金額を計上している。
- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため支給見込額のうち、当期に
帰属する額を計上している。

(3)消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度および独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1)拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2)拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 障害福祉サービス事業 施設入所支援「はんしん自立の家」
- イ 障害福祉サービス事業 生活介護「はんしん自立の家」
- ウ 障害福祉サービス事業 短期入所「はんしん自立の家」
- エ 地域生活支援事業 日中一時支援「はんしん自立の家」
- オ 地域生活支援事業 移動支援「はんしん自立の家ホームケアサービス」
- カ 障害福祉サービス事業 居宅介護・重度訪問介護「はんしん自立の家ホームケアサービス」
- キ 居宅サービス事業 訪問介護「はんしんホームケアサービス」
- ク 「はんしん自立の家診療所」

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物「はんしん自立の家」	278,041,243	0	11,159,091	266,882,152
合計	278,041,243	0	11,159,091	266,882,152

6 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)			
建物(基本財産)	608,194,230	341,312,078	266,882,152
土地(その他の固定資産)			
建物(その他の固定資産)			
構築物			
機械及び装置	15,387,178	9,235,464	6,151,714
車両運搬具	14,468,411	10,155,623	4,312,788
器具及び備品	78,186,901	71,536,881	6,650,020
権利			
ソフトウェア	2,640,000	1,384,500	1,255,500
その他の固定資産	21,050	0	21,050
合計	718,897,770	433,624,546	285,273,224

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

1 0 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

1 1 重要な後発事象
該当なし

1 2 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産
の状態を明らかにするために必要な書類
該当なし

財務諸表に対する注記（しそ自立の家 拠点区分用）

1 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法。

(2)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人負担相当金額を計上している。
- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

(3)消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度および独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1)拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2)拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 障害福祉サービス事業 施設入所支援「しそ自立の家」
- イ 障害福祉サービス事業 生活介護「しそ自立の家」
- ウ 障害福祉サービス事業 短期入所「しそ自立の家」
- エ 障害福祉サービス事業 就労継続支援B型「チェシャーパーカーリー」
- オ 地域生活支援事業 日中一時支援「しそ自立の家」
- エ 障害福祉サービス事業 共同生活援助「楽」

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物「しろう自立の家」	373,550,231	0	12,924,125	360,626,106
合計	373,550,231	0	12,924,125	360,626,106

6 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)			
建物(基本財産)	702,718,827	342,092,721	360,626,106
土地(その他の固定資産)			
建物(その他の固定資産)	10,683,678	7,433,482	3,250,196
構築物			
機械及び装置	1,200,000	1,199,999	1
車両運搬具	21,883,444	20,504,557	1,378,887
器具及び備品	59,686,712	55,151,312	4,535,400
ソフトウェア	358,500	269,400	89,100
その他の固定資産	55,330	0	55,330
合計	796,586,491	426,651,471	369,935,020

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

- 1 2 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類
該当なし

財務諸表に対する注記（かるがも園 拠点区分）

1 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法。

(2)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人負担相当金額を計上している。
- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

(3)消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度および独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1)拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2)拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 障害児通所支援事業 児童発達支援「かるがも園」
- イ 障害児通所支援事業 児童発達支援「すくすく教室」
- ウ 障害児相談支援事業 特定相談支援「さんだ子ども発達支援センター」
- エ 相談支援事業 「さんだ子ども発達支援センター」

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立

金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）			
建物（基本財産）			
土地（その他の固定資産）			
建物（その他の固定資産）			
構築物	1,245,780	2,387	1,243,393
機械及び装置			
車両運搬具			
器具及び備品	13,483,279	11,544,061	1,939,218
権利			
ソフトウェア	820,200	474,420	345,780
その他の固定資産			
合計	15,549,259	12,020,868	3,528,391

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 重要な後発事象

該当なし

12 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類

該当なし

財務諸表に対する注記 (チェシャージュップ 拠点区分)

1 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

- ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては旧定額法、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したものについては定額法。

(2)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人負担相当金額を計上している。
- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

(3)消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度および独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1)拠点区分の財務諸表 (第 1 号の 4 様式、第 2 号の 4 様式、第 3 号の 4 様式)

(2)拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 小規模作業所「チェシャージュップ」

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 会計基準第 3 章第 4 (4) 及び (6) の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし。

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）			
建物（基本財産）			
土地（その他の固定資産）			
建物（その他の固定資産）			
構築物			
機械及び装置			
車両運搬具			
器具及び備品	665,518	665,518	
権利			
ソフトウェア			
その他の固定資産			
合計	665,518	665,518	

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 関連当事者との取引の内容

該当なし

12 重要な偶発債務

該当なし

14 重要な後発事象

該当なし

15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類

該当なし

財務諸表に対する注記（トラファルガー・スクウェア 拠点区分）

1 重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法。

(2)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人負担相当金額を計上している。
- ・賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

(3)消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

該当なし

3 法人で採用する退職給付制度

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済制度および独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1)拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2)拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 小規模作業所「トラファルガー・スクウェア」

5 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7 担保に供している資産

該当なし。

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）			
建物（基本財産）			
土地（その他の固定資産）			
建物（その他の固定資産）			
構築物			
機械及び装置			
車両運搬具			
器具及び備品	1,616,825	1,499,255	117,570
権利			
ソフトウェア			
その他の固定資産			
合計	1,616,825	1,499,255	117,570

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10 満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 関連当事者との取引の内容

該当なし

12 重要な偶発債務

該当なし

14 重要な後発事象

該当なし

15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な書類

該当なし